

令和8年9月11日

電波法施行規則の一部を改正する省令案に係る意見募集
－800MHz 帯広帯域小電力無線システムの制度整備－

総務省は、800MHz 帯広帯域小電力無線システムの追加的な制度整備として、電波法施行規則の一部を改正する省令案を作成しましたので、令和8年9月12日（土）から同年10月16日（金）までの間、意見を募集します。

1. 概要

総務省では、800MHz 帯広帯域小電力無線システムの技術基準の策定に向けた検討を行い、令和8年7月30日に省令等の改正を実施しました。

今般、追加的な制度整備として、電波法施行規則の一部を改正する省令案を作成しましたので、当該改正案に対して意見募集を行います。

2. 意見募集対象等

(1) 定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧（別紙1）のとおり

(2) 意見募集対象

・800MHz 帯広帯域小電力無線システムに係る制度改正案（別紙2）のとおり

(3) 意見提出期間

令和8年9月12日（土）から令和8年10月16日（金）まで＜必着＞（郵送による提出の場合、締切日の消印有効とします。）

詳細については、意見公募要領（別紙3）を御覧ください。

3. 今後の予定

意見募集の結果を踏まえ、電波監理審議会（会長：笹瀬 巖 慶應義塾大学名誉教授）への諮問を行い、同審議会の答申が得られた場合は、当該省令の改正等の所要の手続を速やかに進めていく予定です。

4. 資料の入手方法

資料については、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室（総務省10階）において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

<関係報道資料>

・無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等に対する

る意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申　－800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び 800MHz 帯三次元測位システムの導入に係る制度整備－

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000765.html

- ・ 特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する告示案等に係る意見募集の結果　－800MHz 帯広帯域小電力無線システムの導入に係る制度整備－

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000787.html

連絡先

総務省 総合通信基盤局 電波部

移動通信課 新世代移動通信システム推進室

（担当：生天目課長補佐、渡邊システム企画係長）

住　所：〒100－8926

東京都千代田区霞が関２－１－２

中央合同庁舎２号館

電　話：03-5253-5896

E-mail：systemplan_atmark_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示していますので、ご送信の際は、「@」に変更してください。）